

随意契約理由書

1 案件名称

弘済中学校増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9365）

随意契約理由書

1 案件名称

北消防署南森町出張所新築工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 建築環境計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 建築環境計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

福第2住宅1号館建設工事 設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 三座建築事務所

3 随意契約理由

本業務委託は、「福第2住宅1号館建設工事 設計業務委託」の変更による計画通知等の申請業務等を行うものである。

「福第2住宅1号館建設工事 設計業務委託」は実施設計後、令和2年度に計画通知等申請業務を行い、同年度に工事発注し業者決定している。工事着手にあたり地元調整を行った際、浸水被害に強いまちづくりを地元地域活動協議会より強く申し入れられ、当初の実実施設計内容を変更することになり「福第2住宅1号館建設工事」の計画通知、建設計画通知、住宅性能評価等の申請が必要であるため、本業務において行うものである。

本業務は既に完了している実施設計図面をもとに申請業務を行うこととなり、当初の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社三座建築事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データなども保有しているので、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9244)

随意契約理由書

1 案件名称

北消防署南森町出張所新築設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社総合計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課（設備グループ）

（電話番号 06-6208-9361）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川中学校第2期増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

建築事務所ライク・エイ 高橋 博俊

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

建築事務所ライク・エイ 高橋 博俊は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

淡路駅周辺地区土地区画整理事業直接施行建物解体撤去工事設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社トシ建築事務所

3 随意契約理由

本設計業務は、「淡路駅周辺地区土地区画整理事業直接施行建物解体撤去工事設計業務委託」の追加業務を行うものであり、上記業者は令和2年度に実施設計図面の作成を行い完了している。

令和3年4月に石綿障害予防規則が改正施行され、建築物の解体・改修工事開始前の石綿の有無の調査において、石綿が含まれていないことが明らかなものを除くすべての部材が調査対象となったため、調査で石綿含有が認められた場合には適切に撤去・処分することが必要となった。

今回本市にて直接施行を行う解体建物においても権利者へ法改正の説明を行い、同意を得たうえで石綿の調査を行った結果、一部の内外装材で石綿の含有が確認されたため、石綿含有部材の撤去範囲、撤去方法を実施設計図面に反映する必要があることから、追加で業務を行うものである。

本業務は、既に完了している解体撤去工事設計業務委託の実実施設計図面を利用して行うものであり、当初の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社トシ建築事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データなども保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 市街地整備部 区画整理課 物件査定グループ
(電話番号 06 - 6208 - 9426)

随意契約理由書

1 案件名称

菅南幼稚園フェンス改修工事外3件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

戒橋公衆便所解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 中井システム企画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

田川小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

田村建築設計事務所 田村博一

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

田村建築設計事務所 田村博一は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

明治小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉小学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

淀中学校第2期増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

安土町複合施設改修工事基本計画（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社昭和設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6208-9399)

随意契約理由書

1 案件名称

阪南小学校増築その他工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日総建

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社日総建であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

西九条保育所外柵改修その他工事外4件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 いるか設計集団大阪営業所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 いるか設計集団大阪営業所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

生野ふれあい児童遊園外1施設フェンス改修工事外4件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

市立高等学校特別教室棟解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社中井システム企画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)